

産廃第456-3号

令和3年7月28日

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会

会長 小林 増雄 様

埼玉県環境部産業廃棄物指導課長 堀口 浩二



産業廃棄物処理施設の更新及びその一部の交換に係る手続について（通知）

本県の廃棄物行政の推進について、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年4月5日付け環循適発第2104051号及び環循規発第2104051号で環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から、廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について通知がありました。

これを受けて、産業廃棄物処理施設の更新及びその一部の交換に係る手続について、別紙1のとおり本県の運用を変更し、別紙2のとおりQ&A集を作成しました。

つきましては、本通知の内容について御留意頂くとともに、産業廃棄物処理施設の更新等に当たっては事前に下記担当宛てに相談くださるよう貴協会会員に周知をお願いいたします。

担当：審査担当

電話：048-830-3133

E-mail:a3120-04@pref.saitama.lg.jp

産業廃棄物処理施設の更新及びその一部の交換に係る手続について（環境省通知※の概要と埼玉県の運用）

	環境省通知の概要	埼玉県の運用	
		変更前	変更後
1 産業廃棄物処理施設の設置許可について	施設の更新に当たり、施設を廃止し撤去したとしても、設置許可までもが廃止されたとは解されない。	施設の更新に当たり、施設を廃止し撤去したことにより、設置許可も廃止されたと解される。	環境省通知のとおり。
2 同一の産業廃棄物処理施設に更新する場合の手続	施設設置者は改めて設置許可を受ける必要はない。ただし、改めて設置した施設について、使用前検査を受ける必要がある。	施設設置者は改めて設置許可を受ける必要がある。ゆえに、使用前検査も受ける必要がある。	環境省通知のとおり。
3 産業廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合の手続	変更許可又は軽微変更届出を要さない。	変更許可又は軽微変更届出を要する。 〔施設の主要設備の交換：変更許可〕 〔主要設備以外の交換：軽微変更届出〕	環境省通知のとおり。
4 同一ではない産業廃棄物処理施設に更新する場合の手続	変更許可又は軽微変更届出を要する。	設置許可を要する。	環境省通知のとおり。 なお、改めて設置した施設について、使用前検査を受ける必要がある。
5 産業廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合の手続	変更許可又は軽微変更届出を要する。	同左	環境省通知のとおり。

※ 廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）（令和3年4月5日付け環循適発第2104051号及び環循規発第2104051号）

産業廃棄物処理施設の更新及びその一部の交換に係る手続のQ & A集

令和3年7月28日
埼玉県環境部産業廃棄物指導課

このQ & A集は、産業廃棄物処理施設の更新及びその一部の交換に係る手続について、廃棄物処理法の趣旨や規定、施行通知等を踏まえ、本県の考え方を示したものであります。本県の所管区域以外の事業者にあっては、所管の行政機関に御確認ください。

【廃棄物処理法の手続】

Q 1 産業廃棄物処理施設を更新する場合、改めて設置許可を受ける必要はないですか。

A 1 産業廃棄物処理施設を撤去し、新たに産業廃棄物処理施設を設置する、いわゆる産業廃棄物処理施設の更新については、改めて設置許可を受ける必要はありません。ただし、更新の内容によっては、変更許可が必要になる場合があります。

また、改めて設置した産業廃棄物処理施設については、県の使用前検査を受け、当初の設置許可申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ使用することはできません。

なお、更新した産業廃棄物処理施設に係る基準の適用は、これまで設置されていた産業廃棄物処理施設に適用されていた経過措置によらず、その時点で効力を有する基準とその経過措置に照らし、改めて判断します。

Q 2 同一の産業廃棄物処理施設に更新する場合の廃棄物処理法の手続を教えてください。

A 2 改めて設置した産業廃棄物処理施設について、県の使用前検査を受ける必要があります。

なお、更新に当たり産業廃棄物処理施設の位置を見直すなど法第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴う場合には、「同一の産業廃棄物処理施設」とはみなされません。この場合、「同一ではない産業廃棄物処理施設」に更新する場合の手続が必要になりますので、Q 4を参照してください。

Q 3 産業廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合、変更許可又は軽微変更届出は必要ですか。

A 3 産業廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合、法第 15 条第 2 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項の変更を伴わないとめ、変更許可又は軽微変更届出の手続は必要ありません。

Q 4 同一ではない産業廃棄物処理施設に更新する場合の廃棄物処理法の手続を教えてください。

A 4 これまで設置していた産業廃棄物処理施設を変更することになりますので、その内容に応じて、変更許可又は軽微変更届出が必要です。現在設置している産業廃棄物処理施設と同一の施設が製造されていない場合にその後継施設に更新する場合であっても同様です。

また、変更許可又は軽微変更届出のいずれの場合にも、改めて設置した産業廃棄物処理施設について、県の使用前検査を受ける必要があります。

Q 5 同一ではない産業廃棄物処理施設に更新する場合において、変更許可が必要となるのはどのような場合ですか。

A 5 変更許可が必要となるのは、「処理能力（10%以上の増大）」、「産業廃棄物処理施設の位置」、「産業廃棄物処理施設の主要設備（脱水機、燃焼室、破碎機等）」、「生活環境への負荷（増大）」などを変更する場合です。

廃棄物処理法第 15 条の 2 の 6 第 1 項及び規則第 12 条の 8 を確認してください。

Q 6 産業廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合の廃棄物処理法の手続を教えてください。

A 6 これまで設置していた産業廃棄物処理施設の一部を変更することになりますので、その内容に応じて、変更許可又は軽微変更届出が必要になります。

Q7 産業廃棄物処理施設の更新又はその一部を交換する場合、産業廃棄物処分業の手続は必要ですか。

A7 産業廃棄物処理施設の変更を伴う場合、その内容に応じて、産業廃棄物処分業の変更許可又は変更届出が必要になります。例えば、「処理能力の増大」は変更許可、「保管施設の変更」は変更届出が必要になります。

また、産業廃棄物処理施設の変更を伴わない場合であっても、施設の更新に合わせて「事業場の拡大」を行う場合など、産業廃棄物処分業の変更許可が必要になる場合もあります。事前に御相談ください。

【事前協議手続】

Q8 産業廃棄物処理施設の更新又はその一部を交換する場合、県の事前協議手続は必要ですか。

A8 本県では、産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可を受けようとする者に対し、事前協議をお願いしています。

そのため、産業廃棄物処理施設の更新又はその一部の交換に当たって、変更許可が必要となる場合には、事前協議をお願いします。

ただし、以下の場合は事前協議を省略します。

- ① 現に建設されている工場等の敷地内において、当該工場等の事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自ら処理する目的で産業廃棄物処理施設（※）を設置しようとする場合、又は現に設置している施設を変更しようとする場合。

※ 汚泥の脱水施設、汚泥の乾燥施設、廃油の油水分離施設、廃酸又は廃アルカリの中和施設、廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設に限る。（②及び③について同じ）

- ② 現に設置している産業廃棄物処理施設を廃止した後、新たに産業廃棄物処理施設（※）を設置しようとする場合。ただし、産業廃棄物処理業の変更許可を要する場合を除く。

- ③ 産業廃棄物処理施設（※）の主要設備（脱水機、乾燥設備、油水分離設備、中和槽、破碎機）の変更をしようとする場合。ただし、産業廃棄物処理業の変更許可を要する場合を除く。

写

環循適発第 2104051 号
環循規発第 2104051 号
令和 3 年 4 月 5 日



各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
廃棄物規制課長

廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項若しくは第 15 条第 1 項の許可又は第 9 条の 3 第 1 項若しくは第 9 条の 3 の 3 第 1 項の届出（以下「設置許可等」という。）により廃棄物処理施設を設置する者（以下「許可施設等設置者」という。）が、当該設置許可等に基づき設置した廃棄物処理施設を撤去し、新たに廃棄物処理施設を設置する、いわゆる廃棄物処理施設の更新に係る手続については、「廃棄物処理制度の見直しの方向性」（平成 29 年 2 月 14 日中央環境審議会）によって、「施設を更新する際の許可の申請に係る事務処理について、環境負荷が低減する場合の手続の簡略化を検討するとともに、更新許可手続が事業者の円滑な事業の促進を阻害することのないように必要な措置を検討していくべきである」との意見具申があったところである。今般、改めて下記のとおり通知するので、貴職におかれでは、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

また、平成 26 年 6 月 23 日付け環廃産発第 14062313 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物処理施設に係る許可の際の生活環境影響調査書の取扱いについて（通知）」は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 廃棄物処理施設の設置許可等について

設置許可等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 5 条又は第 7 条に規定される廃棄物処理施設を「設置しようとする者」が受けなければならないものであるから、設置許可等の時点では、当然に当該設置許可等に係る廃棄物処理施設は存在せず、ゆえに、設置許可等を有する

ことと当該設置許可等に係る廃棄物処理施設が存在することは、個別に考慮されるべきであると解される。

このため、廃棄物処理施設の更新に当たり、設置許可等に基づき設置された廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までもが廃止されたとは解されない。

第二 同一の廃棄物処理施設に更新する場合の手続

許可施設等設置者が、これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、設置許可等と同一に廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、第一のとおり当初の設置許可等はなお有効であることから、改めて設置許可等を受ける必要はない。

ただし、この場合であっても、法第8条第1項又は第15条第1項の許可により廃棄物処理施設を設置する者は、改めて設置した廃棄物処理施設について、法第8条の2第5項又は第15条の2第5項に規定する使用前検査を受け、都道府県知事又は政令市長によって当該許可に係る法第8条第2項又は第15条第2項の申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、当該施設を使用することはできない。

なお、更新した廃棄物処理施設に係る基準の適用は、これまで設置されていた廃棄物処理施設に適用されていた経過措置によらず、その時点で効力を有する基準とその経過措置に照らし、改めて判断されたい。また、第三以下も同様である。

第三 廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合の手続

廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第5条の2第3号又は第12条の8第3号に掲げる設備並びにその他の設備及び部品等（以下「廃棄物処理施設の一部」という。）で構成されるが、これらを同一のものに交換する場合は、当初の設置許可等に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴わないため、法第9条第1項若しくは第15条の2の6第1項に規定する変更許可申請若しくは法第9条の3第8項に規定する変更届出又は法第9条第3項（第9条の3第11項、第9条の3の3第3項又は第15条の2の6第3項で準用する場合を含む。）に規定する軽微変更届出（以下「変更に係る手続」という。）を要さない。

第四 同一ではない廃棄物処理施設に更新する場合の手続

許可施設設置者が、これまで設置していた廃棄物処理施設を撤去し、これと同一ではない廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、なお有効である当初の設置許可等に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項を変更することとなるため、変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続を要する。

よって、既に当初設置許可等と同一の廃棄物処理施設が製造されていない場合に

その後継施設に更新する場合、同型ではあるものの部品が異なることによって同一とはみなさない廃棄物処理施設に更新する場合、又は同一ではないが環境負荷の低減が可能な施設に更新する場合等については、処理能力の増大を伴ったとしても、規則第5条の2、第5条の9の2、第5条の10の9又は第12条の8に規定する設置許可等を要しない廃棄物処理施設の軽微な変更に該当すれば、更新後遅滞なく当該軽微な変更を都道府県知事又は政令市長に届け出れば足り、もって生活環境影響調査等の手続を要さない。

第五 廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合の手続

廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合は、当初設置許可に係る法第8条第2項第4号から第7号まで又は第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更を伴うため、変更しようとする内容に応じて、変更に係る手続を要する。